

令和3年度全国獣医師会会長会議の書面開催

令和3年10月1日に開催予定であった令和3年度全国獣医師会会長会議については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、資料郵送による書面開催とした。各説明・報告事項については、資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。資料に掲載した説明・報告事項の内容は、次のとおりである。

なお、資料についていくつかの質問をいただいているので、ここに質問及び本会からの回答を掲載する。

令和3年度全国獣医師会会長会議の説明・報告事項

議 事

【説明・報告事項】

- 1 全国獣医師会会長会議の常設議長及び副議長に関する件
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件
- 3 2021動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件
- 4 獣医学術学会年次大会に関する件
- 5 獣医学術地区学会に関する件
- 6 日本獣医師会獣医学術学会誌の電子化に関する件
- 7 豚熱等家畜伝染病予防対策に関する件

- 8 マイクロチップ指定登録機関に関する件
- 9 愛玩動物看護師法の施行に向けた対応に関する件
- 10 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件
- 11 政策提言活動等に関する件
- 12 特別委員会及び部会委員会に関する件
- 13 当面の課題への対応方針（ロードマップの策定）に関する件
- 14 獣医師賠償責任保険の改定に関する件

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画に関する件

令和3年度全国獣医師会会長会議の書面開催に伴う質問・意見等への回答（概要）

令和3年11月8日
公益社団法人 日本獣医師会

（問1）会長会議の常設議長及び副議長について、第16条4の常設議長と5の議長の役割の違い等説明願いたい。

（回 答）

- 1 定款施行細則第16条第4項の常設議長と第5項の議長の役割は同じです。
- 2 なお、常設議長を任命する必要性については、以下のとおりです。

全国獣医師会会長会議は、議決機関である総会や理事会とは異なりますが、全国の地方獣医師会会長と本会が、本会の事業運営に関する協議並びに連絡及び調整を行う場として、定款施行細則第16条でその他の諸会議に位置付けられ、重要な会議であると認識しています。

全国獣医師会会長会議において、各地方獣医師会か
日獣会誌 74 758～760 (2021)

らの意見を取りまとめ、円滑な議事進行を行うためには、地方獣医師会の運営における知識や経験の豊かな方に、会議開催のたびに交代するのではなく、常設で議長及び副議長を務めていただく必要があると考えています。

（問2）犬猫の診療・検査簡易マニュアルについて、地方獣医師会は資料に記載されているネットワークに参加するということが、

（回 答）

- 1 当該資料は、国立感染症研究所獣医科学部の前田健部長及び東京農工大学農学部附属感染症未来疫学研究センター長の水谷哲也教授らが参画している国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究班から本会あてに提案されているものです。この仕組みは今後構築運

用されるものであり、現時点では地方獣医師会は参加していません。

この仕組みの構築後は、各地方獣医師会は検査用資材の備蓄保管及び検査を必要とする会員獣医師への受け渡し等についてご協力いただくことになります。本会としては、この仕組みを今後における新型コロナウイルス感染症等の人と動物の共通感染症対策や「かかりつけ動物病院」を中核とした地域包括ケアシステムに発展させたいと考えていますので、積極的な参加をご検討ください。

(問 3) 獣医学術地区学会の運営について

- ① 令和 4 年度以降、地区学会は地方獣医師会が主催し、地区獣医師会連合会は共催する形となり、協賛金委託費で日本獣医師会から補助されるということか。
 - ② 当地区では、地区獣医師会理事会を開催し、実施計画、予算の承認、決算の承認を受けていたが、この流れは令和 4 年度以降も同様なのか。
- また、
- ③ 地区学会の監査のあり方
 - ④ 共催獣医師会が、主催獣医師会へ支出する際の支出項目
 - ⑤ 地区学会への謝礼のあり方
- についても確認願いたい。

(回 答)

- ① 総務委員会報告書に記載のとおり、地区学会の運営については、公益社団法人の地方獣医師会が公益目的事業として開催を担当する場合は、同会が主催となり、従来どおり本会から開催担当の公益社団法人の地方獣医師会に対して、本会の公益目的事業として事業運営費を協賛金として支出します。また、これ以外に、(ア)一般社団法人の地方獣医師会や任意団体の地区獣医師会連合会等が開催を担当する、または(イ)公益社団法人の地方獣医師会が開催を担当しても、地区学会が公益目的事業と認められない場合は、本会は、地区学会の主催組織に対して本会業務の一部委託を行い、委託費として支出します。地方獣医師会においては、本会が廃止する「獣医学術地区学会運営規程」に代わり、「〇〇〇〇獣医師会〇〇〇〇地区学会運営規程」を新たに制定していただくほかは、基本的に従来どおりの対応となります。
- ② 本件については、従来どおり対応していただくことで差し支えなく、③～⑤については、各地区でご判断ください。

(問 4) マイクロチップ登録について

- ① アニマルクラスター事業とはどのようなものか。
- ② 指定登録機関の当面の収支見通しについて、電子登録が 9 割となると、地方会を通過する紙媒体 1 割分が地方会への委託費の金額になるのか。
- ③ 支出の中の委託費に地方会への委託費が含まれていないがどう考えればよいのか。

(回 答)

- ① このたびの動愛法改正で、マイクロチップの装着・登録が義務化され、環境省による全国的データベースが構築されました。その運用を行う指定登録機関として日本獣医師会が指定されました。令和 4 年 6 月以降、新たな法定登録の仕組みとしてオンライン申請 300 円、紙申請 1,000 円にて登録制度が始まります。一方、民間ベースで登録事業を行ってきた日本獣医師会による登録データベース（いわゆる AIPO 登録データベース）は法施行後も存続します。こちらについては、法定登録を補完する付加価値を持つサービスとして継続することを検討中です。一例として、環境省データベースでは不可能とされている獣医師による迷子動物等の登録情報検索やワクチン履歴の記録等、地方獣医師会、会員構成獣医師、関係団体及び企業等と連携した飼育者向けサービスの展開を考えております。この付加価値サービス全体を「アニマルクラスター」と呼んでいます。
なお、「アニマルクラスター」という名称につきましては、今後、理解しやすい表現に変更させていただきます。
- ② 指定登録機関の収支見積りは国の諸手続きのデジタル化の進展を期待した予測値であり、変動しうるものと考えています。なお、国（指定登録機関）が行う事務は地方獣医師会を介するものではないことから、法定登録手数料はすべて国（指定登録機関）の収入となります。一方、獣医師が動物の所有者である飼育者から申請の代行を依頼されるケースについては、民間の代行契約の範囲になりますので申請代行手数料の料金設定や受取事務等は地方獣医師会及び会員獣医師に一任されます。なお、旧来の AIPO 登録データベースへの登録申請（付加価値サービスの提供を目的）については、これまでの対応が継続できるよう調整中です。
- ③ 今回の制度では、国（指定登録機関）から地方獣医師会に業務委託することは想定されていません。これは、業務委託する場合はプライバシーマークの取得等、所定の要件を満たす必要があるためです。したがって、指定登録機関の支出の中には地方獣医師会への業務委託は含まれていません。

(問 5) 愛玩動物看護師法の施行に向けて

県内会員小動物病院勤務の動物看護師に向けた、講習会、国家試験に関して速やかに情報提供を行っていただきたい。

(回 答)

1 愛玩動物看護師の国家試験に関する情報については、令和3年10月19日付け事務連絡「愛玩動物看護師パンフレットの送付及び円滑な法の施行に向けた現任者への対応について」により農林水産省及び環境省の共同により作成されたパンフレットを大林清幸小動物臨床担当職域理事から地方獣医師会会長あてにお知らせしたところです。

愛玩動物看護師法の運用方法については、農林水産省、環境省等において決定されることとなりますが、本会は引き続き関係省庁及び関係団体とともに情報の周知に努めてまいります。令和3年11月現在、講習会の開始は法施行（令和4年5月1日）後、第1回予備試験は令和4年11月、第1回国家試験は令和5年2月を目途に実施予定と伺っています。

(問 6) 第21回アジア獣医師会連合大会の開催に関する件

① 事前参加登録依頼には各獣医師会への割り振り

は目標人数であるのか。

② 各地区で地方獣医師会ごとの目標数は、どのように算出したのか。

(回 答)

① 表に示した各地方獣医師会毎の目標人数は、あくまでも目標値であり、強制ではありません。しかし、コロナ禍の中で海外からの参加者の減少も予想されることから、大会の成功のためには、多くの国内の獣医師及び関係者の皆様に登録していただく必要があります。貴獣医師会におかれましても、示された目標人数を達成するために最大限のご努力をお願いします。

② これまでも、地方で開催される「獣医学術学会年次大会」への各地方獣医師会からの参加目標人数については、開催地からの遠近を考慮して、それぞれの獣医師会の構成人数に一定の割合（15～3%）を設定して、目標数値を定めて協力をお願いしてきております。

今回、10～6%と地域による割合の格差を少なくしたのは、登録料金が獣医学術学会年次大会と比べて3～5万円と高額であることを考慮し、開催地に近い地方獣医師会と遠い獣医師会の構成人数の一人当たり負担割合をできるだけ均等とすることを考慮しました。